

4月から

市税や使用料などの納付が便利になります

コンビニエンスストア(コンビニ)でも納付できるようになります！



4月から市税や使用料などをコンビニで納付することができる「コンビニ納付」を開始します。

平日は仕事などで納付が難しい方も、休日や夜間などに納付できるようになります。(手数料無料)
なお、これまでどおり納付書に記載された金融機関や、ゆうちょ銀行(郵便局)、市役所でも納付することができます。

●コンビニ納付が可能な市税・使用料など

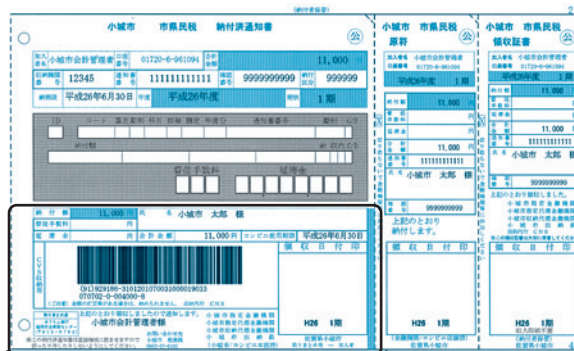
※平成26年4月以降に発行する、バーコード印字のある納付書で納付できます。

【市税】

- ・市県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(普通徴収分)

【使用料など】

- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- ・上水道使用料
- ・市営住宅使用料
- ・保育園保育料



納付額	11,000	氏名	小城市 太郎 様
督促手数料	円		
延滞金	円	合計金額	11,000 円
コンビニ使用期限		平成26年6月30日	
CVS収納用		領収目付印	
 (91)929186-3101201070031000019033 070702-0-004000-8 (ご注意) 金額の訂正等がある場合は、納められません。 収納代行 CNS		H26 1期 佐賀県小城市 取りまとめ局 加入者	
取りまとめ局 ゆうちょ銀行 福岡支店事務センター (7812-9794)		上記のとおり領収しましたので通知します。 小城市会計管理者様 小城市指定金融機関 小城市収納代理金融機関 小城市出納員 (小城市/コンビニ本部控)	
※この納付済通知書は直接機械に読ませますので 折ったり汚したりしないようにしてください。		お問い合わせ先 小城市 税務課 0952-37-6103	

●利用が可能なコンビニ

(全国の下記の店舗の営業時間内であれば、いつでも納付することができます。太字は市内にあるコンビニです。)

エブリワン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー(北海道)、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、タイエー、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、MMK(マルチメディアキオスク)設置店



●コンビニ納付Q&A

Q 納付するときに手数料はかかりますか？

A 手数料はかかりません。

Q 24 時間いつでも納めることができますか？

A コンビニの営業時間内であれば、土・日・祝日も含めて 24 時間いつでも納付することができます。

Q コンビニで先ほど納付しましたが、納税証明書がすぐとれますか？

A 納付の確認がとれるまでに日数がかかりますので、納税証明書がすぐ必要な場合は、税務課窓口へ領収書を持参し、納税証明書発行の申請をしてください。ただし、車検を受けるための軽自動車税の納税証明書は、納税通知書の右端が証明書となりますので、納付された後、切り離してご利用ください。

Q バーコードの印字がある納付書は、コンビニでしか使えませんか？

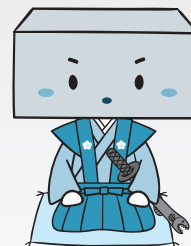
A これまでどおり、納付書に記載された、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・市役所でも納付することができます。

Q 今までの納付書でもコンビニで納められますか？

A 平成 26 年 3 月までに発行した納付書では納めることはできません。平成 26 年 4 月以降に発行したバーコード印字のある納付書から納めることができます。

●こんなときはコンビニで納付が **できません**

- ・納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円を超える場合
- ・金額が手書きなどで訂正されている場合
- ・コンビニでの使用期限を過ぎている場合
- ・バーコードの印字がない場合
- ・汚損などにより、バーコードが読み取れない場合



ご注意ください

⇒これらの場合は、納付書に記載された、
金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・市役所で納付することができます。

【問合せ】

市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税	税 務 課 ☎37・6103
後期高齢者医療保険料	国保年金課 ☎37・6101
上水道使用料	水 道 課 ☎73・8804
市営住宅使用料	建 設 課 ☎37・6120
保育園保育料	こ ども 課 ☎37・6109